(3) Nature and quantity of the services to be required : Making and pre-delivery business of “News about a pension and The guide who receives an old social security pension early” approximately 1,137,000
(4) Performance period : From date of contract through 31, March 2014
(5) Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
(6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
① It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③ Have the Grade A, Grade B or Grade C in “Service”, “Manufacturing” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012
④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥ Prove to have no false statement in tendering documents
⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧ Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
(7) Time-limit for Tender : 2 : 00 PM, 1 November, 2012
(8) Contact point for the notice : Shiho Motomune, Procurement Department, Japan Pension Service, 5—24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168—8505, Japan TEL 03—5344—1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成24年９月６日
分任支出負担行為担当官
防衛省装備施設本部副本部長
（艦船車両担当）　佐藤　直人
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第37号

1　平成24年７月９日第19号（号外政府調達第129号）９ページ３段目上から36行目「１⑵㉒　天井走行クレーン　2.8ｔ　１ＳＥ」を「１⑵㉒　天井クレーン　2.8ｔ　１ＳＥ」に、平成24年８月24日第36号（号外政府調達第162号）15ページ２段目上から26行目「３⑶１⑵⑭　平成24年10月18日14時30分」を「３⑶１⑵⑭　平成24年10月18日14時15分」に、それぞれ訂正します。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。
平成24年９月６日
分任支出負担行為担当官
防衛省装備施設本部副本部長
（艦船車両担当）　佐藤　直人
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第38号

1　平成24年７月23日第24号（号外政府調達第138号）17ページ４段目12行目「１⑵①　動力消防ポンプ　10式」の入札を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年９月６日
支出負担行為担当官
南関東防衛局長　山本　達夫
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　相模米軍（H24）野積場（0017）新設舗装工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　神奈川県相模原市
⑷　工事内容
【１工区】
・切土　約18,400㎥、盛土　約300㎥
・コンクリート舗装　約11,900㎡
【２工区】
・切土　約7,600㎥、盛土　約1,200㎥
・コンクリート舗装　約36,800㎡、アスファルト舗装　約150㎡
・給水管（φ75～250）約1,630m
・排水管（φ200）約110m、U型側溝等　約1,620m
・張芝　約5,600㎡、フェンス（H＝1.8m）約1,230m
⑸　工期　平成26年３月31日まで
ただし、１工区については、平成25年３月31日までとする。
⑹　使用する主要な資機材
コンクリート　約22,700㎥、アスファルト合材　約35ｔ、砕石　約22,500㎥、鋳鉄管　約1,630m、U型側溝等　約1,620m、ＶU管　約110m、芝　約5,600㎡、フェンス（H＝1.8m）約1,230m
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては南関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年９月６日付支出負担行為担当官南関東防衛局長）の示すところにより、装備施設本部長から相模米軍（H24）野積場（0017）新設舗装工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。
⑷　平成９年度以降、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、コンクリート舗装工事（一契約工事において施工規模10,000㎡以上）を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20％以上であったものに限る。）を有すること。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。